

# 「個別物品税率規定法令を 改定する勅令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五二七年個別物品税率規定法令(第四版)を改定増補する緊急勅令

(前文省略)

#### 第一条

本緊急勅令を「仏暦二五四六年・仏暦二五二七年個別物品税率規定法令(第四版)を改定増補する緊急勅令」と呼ぶ。

#### 第二条

本緊急勅令は官報告示日から施行する。[官報告示日は二〇〇三年一月二十八日]

#### 第三条

仏暦二四三四年個別物品税率規定法令(第三版)によって改定増補された仏暦二五二七年個別物品税率規定法令の末尾の個別物品税率におけるサービス施設の第九部の内容を廃止し、本緊急勅令末尾の個別物品税率を使用する。

#### 個別物品税率

##### 第九部 / サービス形態の娯楽もしくは遊興事業

「娯楽もしくは遊興事業」とは、ダンス施設、映画館、ナイトクラブ、キャバレー、ディスコテックなどのような営利目的のサービス施設における娯楽もしくは遊興事業を意味する。

09・01 ナイトクラブ及びディスコテック 二〇%

09・02 入浴もしくはサウナとマッサージ施設 二〇%

09・90 大臣が官報において定めたところに基づくその他の事業 二〇%

##### 第一〇部 / 賭博事業

「賭博事業」とは、競馬場、宝くじ発行のような金銭、商品、またはその他の利得を得るための、特定の方法による賭博を提供する事業を意味する。

10・01 競馬場 二〇%

10・02 宝くじ発行 二〇%

10・90 大臣が官報で定めたところに基づくその他の事業 二〇%

##### 第一一部 / サービス形態の環境に影響を与える事業

「環境に影響を与える事業」とは、ゴルフ場のような営利目的の環境の質に影響を与える事業を意味する。

11・01 ゴルフ場 二〇%

11・90 大臣が官報で定めたところに基づくその他の事業 二〇%

第一二部 / サービス形態の国から許可または事業権を取得した事業

「国から許可または事業権を取得した事業」とは、国から事業遂行の許可もしくは事業権を取得して一般公衆にサービスを提供する形態における事業を意味する。

12・01 通信事業 五〇%

12・90 大臣が官報で定めたところに基づくその他の事業 二〇%

第一三部 / その他のサービス

官報で定めたところに基づく第九部から第一二部以外のその他のサービス 五〇%

仏暦二五四六年・仏暦二五二七年個別物品税率規定法令を改定増補する緊急勅令

(前文省略)

第一条

本緊急勅令を「仏暦二五四六年・仏暦二五二七年個別物品税率規定法令を改定増補する緊急勅令」と呼ぶ。

第二条

本緊急勅令は官報告示日から施行する。[官報告示日は二〇〇三年一月二八日]

第三条

仏暦二四三四年個別物品税率規定法令(第二版)によって改定増補された仏暦二五二七年個別物品税率規定法令の第四条における「サービス」の語句説明を廃止し、以下の内容に代置する。

「『サービス』とは、個別物品税率規定法において掲げたところに基づくサービス施設における事業上のサービス提供を意味する。」

第四条

仏暦二四三四年個別物品税率規定法令(第二版)によって改定増補された仏暦二五二七年個別物品税率規定法令の第四条における「サービス施設」の語句説明を廃止し、以下の内容に代置する。

「『サービス施設』とは、サービス事業を営むための施設を意味し、サービス提供地をはっきりと定めることができない場合は、事業を営むにあたって設置した本店も意味する。」

個別物品税の引下げ及び免除についての財務省布告(第六八号)

(前文省略)

第一項

仏暦二五四〇年一〇月一四日制定の個別物品税引下げ及び免除についての財務省布告(第四七

号)によって改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日制定の個別物品税引下げ及び免除についての財務省布告(第二七号)の末尾表におけるサービス施設第九部の内容を廃止し、本布告の末尾表に基く第九部・娯楽もしくは遊興事業の内容を使用することで個別物品税を引き下げ、免除する。

#### 第二項

本布告の末尾表に基き、仏暦二五三四年一二月三〇日制定の個別物品税引下げ及び免除についての財務省布告(第二七号)の末尾表において、第一〇部・賭博事業、第一一部・環境に影響を及ぼす事業、第一二部・国から許可もしくは事業権を得た事業を増補することで個別物品税を引き下げ、免除する。

#### 第三項

本布告は仏暦二五四六年〔西暦二〇〇三年〕一月二八日より施行する。

仏暦二五四六年一月二八日布告

末尾表(実施税率)

#### 第九部・娯楽もしくは遊興事業

##### 09・01 / ナイトクラブ及びディスコテック

(1)演奏のある、もしくは音響機器を使用した、あるいは娯楽のためのその他のパフォーマンスのある飲食及びダンスのための施設の収入 = 法定税率二〇% / 実施税率一〇%

(2)その他の収入 = 法定税率二〇% / 実施税率免除

##### 09・02 / 浴場もしくはサウナ、及びマッサージ施設

(1)浴場もしくはサウナ、及びマッサージ・サービスの収入

・サービス提供者のいる浴場もしくはサウナ、及びマッサージ・サービス提供の収入 = 法定税率二〇% / 実施税率一〇%

・教育機関もしくは寺院、あるいは宗教儀式施設での浴場もしくはサウナ、及びマッサージ・サービス提供の収入 = 法定税率二〇% / 実施税率免除

・病院、もしくは診療所法に基づく診療所での浴場もしくはサウナ、及びマッサージ・サービス提供の収入 = 法定税率二〇% / 実施税率免除

・局長が定めた原則及び条件に基づく美容もしくは健康サービス施設での浴場もしくはサウナ、及びマッサージ・サービス提供の収入 = 法定税率二〇% / 実施税率免除

・その他の収入 = 法定税率二〇% / 実施税率免除

第一〇部・賭博事業

10・01 / 競馬場

- (1) 入場料 = 法定税率二〇% / 実施税率二〇%
- (2) 当たり馬券払戻金を控除した勝ち馬投票券売上 = 法定税率二〇% / 実施税率二〇%
- (2) その他収入 = 法定税率二〇% / 実施税率免除

10・02 / 宝くじ発行収入 = 法定税率二〇% / 実施税率免除

第一一部・環境に影響を及ぼす事業

11・01 / ゴルフ場

- (1) 会員費 = 法定税率二〇% / 実施税率一〇%
- (2) ゴルフ場サービス使用料 = 法定税率二〇% / 実施税率一〇%
- (1) その他収入 = 法定税率二〇% / 実施税率免除

第一二部・国から許可、事業権を得た事業

12・01 / 通信事業

(1) 固定電話事業

- ・国内通話サービス売上 = 法定税率五〇% / 実施税率二%
- ・国際通話サービス売上における国内売上部分 = 法定税率五〇% / 実施税率二%
- ・その他収入 = 法定税率五〇% / 実施税率免除

(2) 携帯電話もしくはセルラー方式の無線通信

- ・国内通話サービス売上 = 法定税率五〇% / 実施税率一〇%
- ・国際通話サービス売上における国内売上部分 = 法定税率五〇% / 実施税率一〇%
- ・その他収入 = 法定税率五〇% / 実施税率免除

(3) その他 = 法定税率五〇% / 実施税率免除

(おわり)